

## 休学せざるを得ない事情が生じた場合について

令和7年4月1日から休学せざるを得ない事情が生じた場合には、入学手続を行う前に各学部の教務関係連絡先（お問合せ先参照）に電話等で相談し、指示を受けてください。

なお、入学手続完了後に休学せざるを得ない事情が生じた場合も速やかに各学部の教務関係連絡先に電話等で相談し、指示を受けてください。